

会議録

会 議 名	第9回 宝達志水町小学校統合準備委員会
日 時	令和5年6月22日（木） 午後7時00分 ～ 午後7時40分
会 場	宝達志水町農村環境改善センター 2階 大集会室
委員出欠	出席 22名 山下委員長 押水第一小学校：校長、教頭、PTA 会長、副会長 宝達小学校：校長、教頭、PTA 会長、副会長 相見小学校：校長（副委員長）、教頭 樋川小学校：校長、教頭、PTA 会長、副会長 志雄小学校：校長（副委員長）、教頭、PTA 会長、副会長、母親代表 北大海第一保育所保護者会代表、中央保育所保護者会代表 欠席 8名 押水第一小学校：PTA 母親代表 宝達小学校：PTA 母親代表 相見小学校：PTA 会長、副会長、母親代表 樋川小学校：PTA 母親代表 相見保育所保護者会代表、南部保育所保護者会代表 事務局 5名 細江教育長、学校教育課（小学校統合準備室）安達課長兼室長、岡本担当課長、南谷次長、中橋主幹（記録）
次 第	1 開会 2 委員長あいさつ 3 委嘱状の交付 4 小学校統合準備委員会委員の紹介 5 事務局の紹介 6 議事 （1）小学校統合準備委員会について（資料 1） （2）経過報告・委員会スケジュールについて（資料 2） （3）総務部会及び通学・PTA 部会の開催について 7 閉会
会議内容	2 委員長あいさつ 統合まで2年を切った。各校、何をどこに収納するのかとか、何を持っていくのかということを整理して行ってほしい。 小学校の先生は担任を持っていることが多く、3月は特に忙しい。早めの準備をお願いしたい。

	6 議 事 (1) 小学校統合準備委員会について(資料 1) ～ 事務局から、資料に基づき説明 ～ (2) 経過報告・委員会スケジュールについて(資料 1 および 2) ～ 事務局から、資料に基づき説明 ～ (委員 1) 3 ページの協議事項には閉校に関することが書かれていないが、5 ページ(要綱)には書かれている。 私たち保護者は、統合にあたってどういう小学校を作るかというビジョンについて提案をするために集まっていると理解しているが、閉校という後ろ向きの内容に関して PTA が関与しなければならないのか。 委員長の話にも、3 月は忙しいとあった。その時期に、考えてやってくださいと言われているが、記念碑、記念式典、記念冊子、皆さんにハガキを出すにしても 10 万円や 20 万円では出来ない。 どこまでの閉校行事をするのか、そして、それをこの委員会で決めなければならないのか疑問に感じている。 (学校教育課長兼小学校統合準備室長) 閉校に至るまでの間は、別の機会でいろいろな意見を伺うことになっている。 この委員会では、閉校式典に限った部分を決めてもらうということで、閉校後の内容については、別の部署で別の意見交換、懇談会の場を持って今後検討していくことになっている。 委員会では、閉校式典について決めていただきたい。 (委員長) 閉校式は町主体の、どちらかと言うと儀式で、各学校の校長から教育長に校旗を返納する。 閉校記念式典は、学校主体なので、それぞれの学校の力でやるという形になると思う。学校で企画運営をしていくことになる。 PTA の協力も得られなければならないと思っており、学校当局と話をしてほしい。 閉校記念式典の予算は、学校持ちなので、出来る範囲でやるしかない。 閉校式は町主体なので、経費は町から出ると思っている。 (教育長) 委員長からも話があったが、閉校式は町主体で、町長に校旗を返納して
--	--

	閉校になる。 記念式典としては、各校の50周年記念式典を行った学校があったが、そこには町は関与しておらず、その学校のPTAが50年経ったので、記念式典をやりましょうということでやっている。 やらなくても差し支えないが、学校の節目として、PTA主体でやっており、そういうことをやるだろうということで、書いてある。 うちの学校やりませんとなれば、それはそれで影響はない。 (委員1) 校旗返納は、厳かな儀式で大変必要だと思います。 記念式典の委員会を、我々が、ということだと思うのですが、やろうと思えばどんどん大きく、樋川小学校でいえば、創立120年、偉大な先輩方を呼んで式典をやれば、言うことはないが、我々ごときがそういった大それたことをして良いものか。 もう1つ、針山小学校にしても、見砂小学校にしても、何年廃校という記念碑がある。悲しいことに志雄中学校にはないが、このままの流れで行くと、樋川小学校にもないということになる。他町の学校にもあると思うが、そういう予算が出るあてはあるのか。 (学校教育課長兼小学校統合準備室長) 先の話なので、確定したことは言えないが、記念碑については、相当な高額にもなり、学校も暫くは残る形になるので、記念碑を町の予算でというのは難しいと思う。この後、総務部会でもお話ししたい。 なお、有志の方が設けることを否定するものではありません。 (委員長) 記念碑については、PTAの皆さま方から町に予算化を、5校同じになってもいいと思いますが、要望したらいかがか。 (委員1) 記念行事の委員会が、寄附を募るための委員会なのか、ということもあって質問した。 (委員長) 閉校記念式典で寄附を募るかということは、学校の判断です。 (委員1) やると決めたとしても、とてもではないが、学校では出来ないのではないか。
--	--

	(委員長) 資料にあるように、各学校で実行委員会を立ち上げ、実行委員長の名前で、閉校記念式典をするのでお集まりくださいと、学校の関係者全てに案内を出すというのは難しいと思いますので、委員会の中で協議しながらやっていただきたい。 (委員2) 実行委員会を今年度の初めの方に立ち上げてという話もあったので、区長や、PTA 会長に相談をしているが、そういう話を持ちかけると質問される。 例えば、閉校式は2月～3月の土日にやるというのは書いてあるけれども、閉校式典は同じ日にやるものなのか、全く別の日にやっても良のかとか、校旗返納という話があったが、内容はどう違うのかとか、HP で調べても学校によって内容が違うが、閉校式で色々な方に挨拶をもらって、閉校式典でもまた挨拶をもらうのかとか、予算がどうなっているのかとか、分かっているところだけでも示してもらえれば、実行委員会を立ち上げて行くときに、説明しやすい。 (学校教育課長兼小学校統合準備室長) 閉校関係行事の中身については、総務部会で示すこととしており、昨年も資料を出しながら協議を進めている。 順次、そういったものも分かり易く、伝わりやすいようにしたい。 (委員長) 予算化しなければというのを5校で決めた場合、早めに教育委員会の方に、予算措置の要望を出されてはどうか。 (3) 総務部会及び通学・PTA 部会の開催について ～ 各部会に分かれて開催 ～ 以上
--	---

第9回（令和5年度第1回）宝達志水町小学校統合準備委員会 次第

日時：令和5年6月22日（水） 午後7時00分

場所：宝達志水町役場 2階 大集会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 委嘱状の交付

4 小学校統合準備委員会委員の紹介

5 事務局の紹介

6 議 事

（1）小学校統合準備委員会について（資料1）

（2）経過報告・委員会スケジュールについて（資料2）

（3）総務部会及び通学・PTA部会の開催について

7 閉 会

令和5年度宝達志水町小学校統合準備委員会名簿

資料 1

	役 職	氏 名	備 考
1	見識者	山下 茂	委員長
2	押水第一小学校校長	基村 俊成	通学・PTA部会長
3	押水第一小学校教頭	中川 知成	通学・PTA部会
4	押水第一小学校PTA会長	長谷川 宏	総務部会
5	押水第一小学校PTA副会長	荒川 光	通学・PTA部会
6	押水第一小学校PTA母親代表	中西 紗矢香	総務部会
7	宝達小学校校長	村田 浩彦	総務部会長
8	宝達小学校教頭	北 豊	総務部会
9	宝達小学校PTA会長	松田 一稔	通学・PTA部会
10	宝達小学校PTA副会長	広正 仁美	総務部会
11	宝達小学校PTA母親代表	山口 美紗	通学・PTA部会
12	相見小学校校長	清水 ひとみ	総務部会
13	相見小学校教頭	古田 正樹	通学・PTA部会
14	相見小学校PTA会長	安達 崇裕	総務部会
15	相見小学校PTA副会長	中村 伸之介	通学・PTA部会
16	相見小学校PTA母親代表	表 茜	総務部会
17	樋川小学校校長	男網 清美	通学・PTA部会長
18	樋川小学校教頭	岡島 優子	通学・PTA部会
19	樋川小学校PTA会長	宮城 浩司	総務部会
20	樋川小学校PTA副会長	木村 久利	通学・PTA部会
21	樋川小学校PTA母親代表	土上 弘美	総務部会
22	志雄小学校校長	坂井 雪絵	総務部会長
23	志雄小学校教頭	笠松 幹生	総務部会
24	志雄小学校PTA会長	守田 知仁	通学・PTA部会
25	志雄小学校PTA副会長	岡田 絵里奈	総務部会
26	志雄小学校PTA母親代表	北山 万里子	通学・PTA部会
27	北大海第一保育所保護者会代表	寺谷 美希子	通学・PTA部会
28	相見保育所保護者会代表	中田 奈々	総務部会
29	南部保育所保護者会代表	昔農 ちひろ	通学・PTA部会
30	中央保育所保護者会代表	保田 真之	総務部会

事務局

	役 職	氏 名	備 考
1	教育長	細江 孝	
2	学校教育課長兼小学校統合準備室長	安達 大治	総務部会担当
3	学校教育課担当課長	岡本 泰	通学・PTA部会担当
4	学校教育課小学校統合準備室次長	南谷 賢朗	総務部会担当
5	学校教育課小学校統合準備室主幹	中橋 理樹	通学・PTA部会担当

総務部部会名簿

	役 職	氏 名	備 考
1	総務部会長	村田 浩彦	宝達小学校校長
2	総務部会長	坂井 雪絵	志雄小学校校長
3		長谷川 宏	押水第一小学校PTA会長
4		中西 紗矢香	押水第一小学校PTA母親代表
5	会議録	北 豊	宝達小学校教頭
6		広正 仁美	宝達小学校PTA副会長
7		清水 ひとみ	相見小学校校長
8		安達 崇裕	相見小学校PTA会長
9		表 茜	相見小学校PTA母親代表
10		宮城 浩司	樋川小学校PTA会長
11		土上 弘美	樋川小学校PTA母親代表
12	会議録	笠松 幹生	志雄小学校教頭
13		岡田 絵里奈	志雄小学校PTA副会長
14		中田 奈々	相見保育所保護者会代表
15		保田 真之	中央保育所保護者会代表
		安達 大治	学校教育課担当課長
		南谷 賢朗	学校教育課小学校統合準備室次長

通学・PTA部会名簿

	役 職	氏 名	備 考
1	通学・PTA部会長	基村 俊成	押水第一小学校校長
2	通学・PTA部会長	岩網 清美	樋川小学校校長
3	会議録	中川 知成	押水第一小学校教頭
4		荒川 光	押水第一小学校PTA副会長
5		松田 一稔	宝達小学校PTA会長
6		山口 美紗	宝達小学校PTA母親代表
7		古田 正樹	相見小学校教頭
8		中村 伸之介	相見小学校PTA副会長
9	会議録	岡島 優子	樋川小学校教頭
10		木村 久利	樋川小学校PTA副会長
11		守田 知仁	志雄小学校PTA会長
12		北山 万里子	志雄小学校PTA母親代表
13		寺谷 美希子	北大海第一保育所保護者会代表
14		昔農 ちひろ	南部保育所保護者会代表
		岡本 泰	学校教育課長兼小学校統合準備室長
		中橋 理樹	学校教育課小学校統合準備室主幹

小学校統合準備委員会について

1 目的

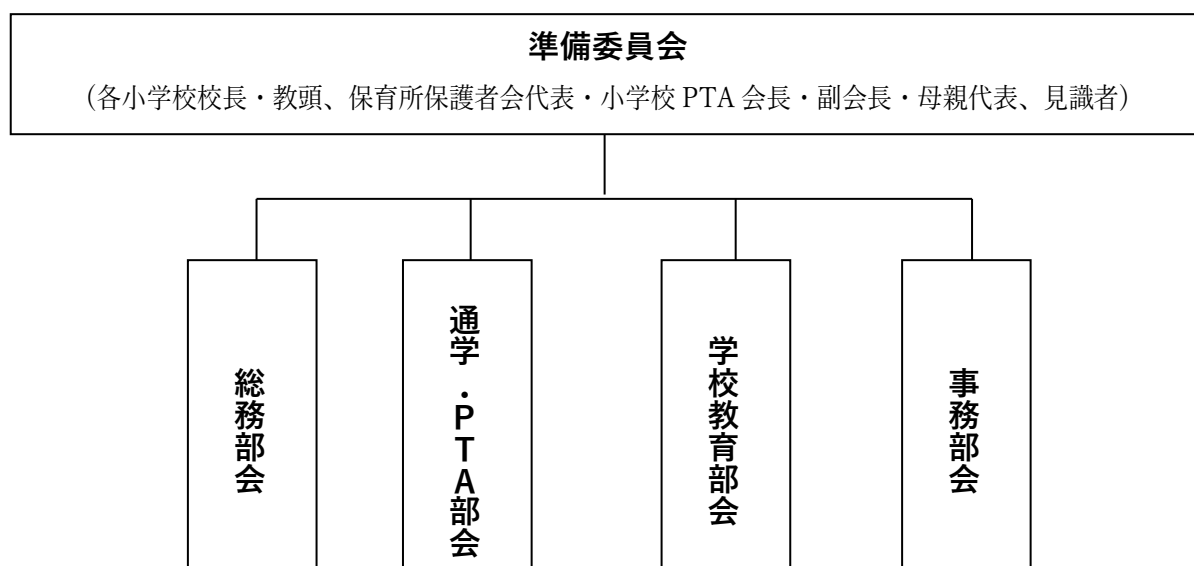
宝達志水町立小学校の統合について、所要の準備を行い、教育的課題の調査及び検討を行うと共に、統合小学校開校までに準備が必要な事項について協議し、円滑な移行を図ることを目的とする。

2 準備委員会は、次に掲げる統合学校区ごとにそれぞれ設置する。

- (1) 押水第一小学校・宝達小学校・相見小学校
- (2) 樋川小学校・志雄小学校

3 準備委員会で協議する事項

- (1) 統合小学校の名称、校章、校旗、校歌、校訓、制服等に関する事
- (2) 通学体制に関する事
- (3) PTA の組織運営に関する事
- (4) 教育課程、学校行事に関する事
- (5) 設備、備品に関する事
- (6) その他統合準備に関する事



小学校統合準備委員会組織表

	準備委員会	総務部会	通学・PTA 部会	学校教育部会	事務部会
見識者	委員長(兼)				
押水第一小 PTA 会長	○	○			
押水第一小 PTA 副会長	○		○		
押水第一小 PTA 母親代表	○	○			
宝達小 PTA 会長	○		○		
宝達小 PTA 副会長	○	○			
宝達小 PTA 母親代表	○		○		
相見小 PTA 会長	○	○			
相見小 PTA 副会長	○		○		
相見小 PTA 母親代表	○	○			
北大海第一保育所保護者会会長	○		○		
相見保育所保護者会会長	○	○			
押水第一小学校校長	○		部会長		
宝達小学校校長	○	部会長			
相見小学校校長	○	○		部会長	部会長
押水第一小学校教頭	○		会議録		
宝達小学校教頭	○	会議録			
相見小学校教頭	○		○	会議録	会議録
見識者	委員長(兼)				
樋川小 PTA 会長	○	○			
樋川小 PTA 副会長	○		○		
樋川小 PTA 母親代表	○	○			
志雄小 PTA 会長	○		○		
志雄小 PTA 副会長	○	○			
志雄小 PTA 母親代表	○		○		
南部保育所保護者会会長	○		○		
中央保育所保護者会会長	○	○			
樋川小学校校長	○		部会長		部会長
志雄小学校校長	○	部会長		部会長	
樋川小学校教頭	○		会議録		会議録
志雄小学校教頭	○	会議録		会議録	
各小学校教務主任				5	
各小学校生徒指導主事			5	5	
各小学校児童会担当				5	
各小学校事務職員		5			5
委員数	30 人	20 人	19 人	19 人	9 人

宝達志水町小学校統合準備委員会設置要綱

令和3年9月13日

教育委員会告示第7号

(設置)

第1条 宝達志水町立小学校の統合について、所要の準備を行い、円滑な移行を図るため、宝達志水町小学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

2 準備委員会は、次に掲げる統合学校区ごとにそれぞれ設置する。

(1) 押水第一小学校、宝達小学校、相見小学校

(2) 樋川小学校、志雄小学校

(準備委員会の所掌事務)

第2条 準備委員会は、次の号に掲げる事項を調査及び協議するものとする。

(1) 学校の名称、校章、校歌、制服等に関すること。

(2) 通学路、通学方法に関すること。

(3) PTAの組織運営に関すること。

(4) 教育課程、学校行事等に関すること。

(5) 設備・備品整備に関すること。

(6) 閉校及び開校記念事業に関すること。

(7) その他統合準備に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 準備委員会は、委員30人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 小学校保護者代表

(2) 保育所保護者代表

(3) 学校関係職員

(4) 教育に関して識見を有する者

(5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

2 教育委員会は、特定の地位又はその職（以下「地位等」という。）にあるため委員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、当該地位等にある者を委員として委嘱する。

3 教育委員会は、前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。ただし、第1回目の会議は教育長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議には、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員長は、準備委員会に別表に掲げる専門部会を置き、検討事項について専門的に調査検討させるものとする。

- 2 専門部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 専門部会の会議は部会長が招集する。ただし、第1回目の部会は教育長が招集する。

(事務局)

第8条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局内において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示は、第1条に規定する目的達成後、その効力を失う。

別表(第7条関係)

専門部会	検討事項
総務部会	1 学校の名称等に関すること。 (学校の名称、校章、校歌、制服等) 2 閉校及び開校式典事業に関すること。 3 その他総務部会に属する事項
通学・PTA 部会	1 通学体制に関すること。 (通学路、通学の方法、安全対策、スクールバスの運行計画等) 2 PTA の組織運営に関すること。 (組織編制、規約の制定、役員の選出方法、運営計画等) 3 その他通学・PTA 部会に属する事項
学校教育部会	1 教育課程等教育内容の策定 2 学校行事に関すること。 3 生活指導に関すること。 4 健康安全に関すること。 5 その他学校教育部会に属する事項
事務部会	1 教材、教具に関すること。 2 設備及び備品等の整備、移転・廃棄に関すること。 (備品、学校図書、文書の保存・廃棄等) 3 移転準備・予算に関すること。 4 児童交流事業に関すること。 5 児童会に関すること。 6 その他事務部会に属する事項

令和 5 年度小学校統合準備委員会スケジュールについて

開 催 日	会 議 名	備 考
第 9 回小学校統合準備委員会 令和 5 年 6 月 22 日（木） 午後 7 時 00 分 会場：役場・さくらドーム	第 10 回総務部会 <u>閉校関連行事の検討</u> 第 11 回通学・PTA 部会 <u>PTA 規約・運営計画の協議</u>	令和 5 年度 (第 1 回)
第 10 回小学校統合準備委員会 令和 5 年 9 月 21 日（木） 午後 7 時 00 分 会場：役場・さくらドーム	第 11 回総務部会 <u>閉校関連行事の検討</u> 第 12 回通学・PTA 部会 <u>通学路安全点検結果の共有と協議</u>	令和 5 年度 (第 2 回)
第 11 回小学校統合準備委員会 令和 5 年 12 月 21 日（木） 午後 7 時 00 分 会場：役場・さくらドーム	第 12 回総務部会 <u>閉校関連行事の検討</u> 第 13 回通学・PTA 部会 <u>PTA 規約・運営計画の協議</u>	令和 5 年度 (第 3 回)
第 12 回小学校統合準備委員会 令和 6 年 2 月 22 日（木） 午後 7 時 00 分 会場：役場・さくらドーム	第 13 回総務部会 <u>閉校関連行事の決定</u> 第 14 回通学・PTA 部会 <u>PTA 規約・運営計画の決定</u>	令和 5 年度 (第 4 回)
第 13 回小学校統合準備委員会 令和 6 年 3 月 21 日（木） 午後 7 時 00 分 会場：役場・さくらドーム	令和 5 年度 各専門部会からのまとめ報告	令和 5 年度 (第 5 回)

※令和 5 年度の開催 6 回から 1 回減

小学校統合までの全体スケジュール（実績・予定）

年度	令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				R7	
月	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4	
総務部会	校名候補の選定および決定				校章の決定				校歌制作（作詞作曲）								歌唱指導	
	制服・体操服候補の選定および決定				閉校関連行事（閉校式、閉校記念式典）の検討								閉校関連行事の実施					
通学・PTA部会	通学路、スクールバス運行計画の決定				通学路安全対策の検討				通学路安全点検の結果を受けた検討									
	PTA組織編制・規約並びに役員選出方法、運営計画等の決定				教育課程等教育内容の策定並びに学校行事・生活指導・健康安全に関する事項の決定				開校時の役員等選出									
学校教育部会																		
事務部会									教材、教具に関する事項並びに備品、学校図書、文書の保存・廃棄等の整理。移転準備・予算に関するこ と。児童交流・児童会に関する事項の決定。									

令和 3 ・ 4 年度の開催状況について

総務部会
通学・P T A 部会
学校教育部会
事務部会

——総務部会の開催状況——

【開催状況】

開催日		協議内容
第 1 回	令和 3 年 9 月 29 日(水)	校名の募集方法の協議、校名を総務部会で 10 校に絞り込み決定
第 2 回	令和 3 年 10 月 27 日(水)	統合小学校校名募集要項の確認、校名選定、スケジュールの確認、校名選定懇話会委員の確認、制服・体操服の協議
第 3 回	令和 3 年 11 月 24 日(水)	制服、体操服の選考基準の協議
第 4 回	令和 4 年 1 月 26 日(水)	制服・体操服の選定方法について細部仕様の調整、校歌について意見聴取（実際に音源を聞いてから再度検討）
第 5 回	令和 4 年 3 月 9 日(水)	校名候補の選考について（10 校に選定）校歌について意見聴取、制服・体操服の確認
第 6 回	令和 4 年 6 月 22 日(水)	校章の募集要項、募集期間、選考スケジュールについて協議
第 7 回	令和 4 年 10 月 26 日(水)	校章の応募結果（押水小学校 120 作品、志桜小学校 66 作品）総務部会として各校 5 作品に絞り込み
第 8 回	令和 4 年 12 月 21 日(水)	閉校関連行事について ・ 閉校式・閉校記念式典の協議 ・ 閉校記念式典の運営組織について協議
第 9 回	令和 5 年 2 月 22 日(水)	閉校関連行事について ・ 前回の協議した確認事項 ・ 閉校式の参加予定者について協議

【報告事項】

1 校名について

押水地区統合小学校名 おしみず 押水小学校

志雄地区統合小学校 しお 志桜小学校

経緯：一般公募による 291 件の候補を総務部会として、押水地区 10 件、志雄地区 10 件を選定。さらに、小学校校名選定懇話会において 3 候補に絞り込んだ。令和 4 年第 2 回定例会（6 月議会）の全員協議会において、上記校名を報告。定例会に町立学校設置条例改正議案を提出、可決により名称が決定した。

2 校章について



押水小学校校章



志桜小学校校章

経緯：一般公募による 186 件の候補を、小学校長による 10 候補に、総務部会による 5 候補に絞り込みをした後、校章選定会議において最優秀作品を選定。類似商標調査の結果を踏まえて、令和 4 年 12 月の小学校統合準備委員会にて公表した。

3 制服、体操服について

(1) 制服

イートン型（襟なし）ダブルの紺色とし、二校同一のものとする。経済的負担への配慮から、着用制限を設けず令和 4 年度中から導入開始済み。

(2) 体操服

保護者、教員の投票による投票により選定した結果、ネイビー＆ライムグリーンのものとなった。制服同様に着用制限を設けず令和 4 年度中から導入開始済み。また、黄色い帽子を町内統一としキャップ型もしくはメトロ型の選択に、内履きズックは白色を基準とし、学校教育部会で協議継続中。

【協議継続事項】

4 校歌制作について

声優・歌手として活躍中であり、本町出身の寺島拓篤氏が所属する（株）アクセルワンと校歌制作業務を締結済み（R4.10.17～R6.6.28）。制作の後には、別途編曲及び歌唱指導を行う予定。

5 閉校関連行事の検討について

(1) 閉校式、閉校記念式典の二部構成で行う。

(2) 閉校式は町主体、閉校記念式典は各学校主体で実施。

(3) 町主体の閉校式の参加予定者について

町長、副町長、教育長、町議会議長、※町議会議員、※町教育委員会委員、小

学校統合準備委員会委員長、※小学校 PTA 会長、※駐在所、※宝達志水町交通安全協会分会長、※学校評議員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、※区長、※主任児童委員、※小学校 PTA 副会長、※小学校 PTA 母親代表、※保育所保護者会代表

(※印の役職の方は、地元の学校へ出席してもらう)

- (4) 閉校式の開催日は、令和 7 年 2 月、3 月の土・日開催とし、令和 5 年度中に調整する。
- (5) 閉校記念式典の運営組織（実行委員会）は、各学校で実行委員会を立ち上げ、実行委員会には学校、保護者、地域の方が入る。（実行委員会の組織は、各学校に一任する。）
- (6) 実行委員会は、令和 5 年度の早いうちに立ち上げ協議する。
- (7) 記念式典の内容は、各学校の実行委員会で決めていく。

———通学・P T A 部会の開催状況———

【開催状況】

開催日		協議内容
第 1 回	令和 3 年 9 月 29 日(水)	通学方法を決定 ・相見小学校、志雄小学校は現行のまま変更しない。(徒歩、一部バス通学) ・押水第一小学校、宝達小学校、樋川小学校は、原則、バス通学とする。
第 2 回	令和 3 年 10 月 27 日(水)	令和 7 年度の児童分布、コミュニティバス、小中学校スクールバス、児童クラブ送迎バスを参考に、運行ルート、個別のバス停の課題について協議
第 3 回	令和 3 年 11 月 24 日(水)	スクールバスの運行について協議
区長 説明会	令和 3 年 12 月 20 日(月) 令和 3 年 12 月 21 日(火) 令和 3 年 12 月 22 日(水)	樋川小学校、押水第一小学校、宝達小学校校区の区長に運行計画を説明
第 4 回	令和 4 年 1 月 26 日(水)	スクールバスの運行について協議
第 5 回	令和 4 年 3 月 23 日(水)	スクールバスの運行、学校周辺の交通安全に

	※押水地区のみ開催	ついて協議
第 6 回	令和 4 年 6 月 22 日(水)	・ 令和 3 年度までの協議内容の確認 スクールバスの運行ルート、バス停別の課題整理、児童送迎車の一方通行、バス運行時刻 ・ 令和 4 年度以降の協議事項 通学路の設定、危険箇所、小学校 P T A の規約確認
第 7 回	令和 4 年 8 月 24 日(水)	・ P T A について 一般的な P T A の役割 コロナ前の P T A 活動比較 P T A の最近の動向、保険加入 ・ 通学について 通学路の危険箇所
第 8 回	令和 4 年 10 月 26 日(水)	・ P T A について 統合小学校 P T A 行事 統合小学校 P T A 組織
第 9 回	令和 4 年 12 月 21 日(水)	・ P T A について 統合小学校 P T A 規約
第 10 回	令和 5 年 2 月 22 日(水)	・ P T A について 統合小学校規約 ・ 通学について 通学路の危険箇所（志雄地区）

【報告事項】

1 スクールバスの運行について

- (1) 押水地区 別紙のとおり
- (2) 志雄地区 別紙のとおり

【協議継続事項】

2 通学について

バス停までの通学路の危険個所の洗い出しを行い、対策を協議した。

○通学路の危険個所（押水地区）

バス E ②紺屋町

課題	意見	協議結果、進捗状況
・正友集落からの道に歩道がない。	・歩道のライン表示 ・通学路の標識設置	・通学路安全点検で検討。

バス E ③御館会館前

課題	意見	協議結果、進捗状況
・集落と会館の間の道路は見通しが良く、スピードを出す車が多く危険	・歩道のライン表示 ・通学路の標識設置 ・横断歩道設置	・通学路安全点検で検討。

バス E ⑤喜多家前

課題	意見	協議結果、進捗状況
・スピードを出す車が多く危険	・看板の設置 ・歩道のライン表示	・通学路安全点検で検討。

バス F ①門前会館

課題	意見	協議結果、進捗状況
・「かがつう」の出入口はトラックが多い	・歩道のライン表示 ・通学路の標識設置 ・会社に通学路である旨周知して注意喚起	・通学路安全点検で検討。
・会館前の道路がゆるいカーブで少し見にくい	・歩道のライン表示 ・通学路の標識設置	・通学路安全点検で検討。

バス F ④北川尻

課題	意見	協議結果、進捗状況
・林谷結納店から山側に向かう道のラインが薄くなっている。	・歩道のライン表示	・通学路安全点検で検討。

○通学路の危険個所（志雄地区）

バス A ④敷浪駅

課題	意見	協議結果、進捗状況
・スクールバスは、こもり美容室前を右折してい	・敷浪区からカーブミラーの設置を令和5年度に	

るが道幅が狭くて危険	要望予定 ・ 駐車場にバス停を設置し、美容室を通らないコースにしてはどうか。	・ 風雪を考えれば、バス停、運行コースは今のままが良い。(敷浪区長)
・ 駅前道路の駐停車を規制すべきか。	・ バスの停車場所を道路に表示しても良い。(敷浪区長)	・ 晴天時、積雪時に交通量を確認 ・ 交通安全指導に立つことがあるが、危険な状態とは考えていない。(子浦駐在)
・ 中学生の登校時間と駅の送迎の時間が重なり危険 ・ バス停の場所を変えられないか。	・ バス時刻の調整は可能(学校教育課) ・ バス時刻を5分程度早くしても、危険の解消には繋がらない。	・ バス停の場所は従来のままとする。

バス C①南部育苗センター前

課題	意見	協議結果、進捗状況
・ 国道249号に、歩道、ガードレール、縁石等がなく危険。 ・ 朝は特に車が多い	・ 敷浪駅まで歩いてもいい。 ・ 友達と横並びに歩かない。 ・ 歩道、縁石、白線、ガードレールの設置 ・ 対策が必要な距離が長く、費用も時間もかかる。開校までに解消できるか不透明。 ・ 道路に側溝はあるが、わだち部分に雨水や融雪の水が溜まっており、水が跳ねて通行人がびしょ濡れになってしまう。 ・ 歩道、縁石、ガードレールを設置しても水跳ねは防げない。 ・ 結局、バス停まで車で送迎する人が多くなる。 ・ バス停の場所をはらショッピングすればどうか。 ・ 国道沿いを歩く距離は減る。 ・ 屋根があり、コミュニティバスのバス停として活用実績がある。	・ バス停をはらショッピングにして、運行ルート組んでみる。 →ダイヤには影響が出ない。 ・ はらショッピングに、バス停利用について確認。 →朝の時間は問題ないが、

		夕方は、裏の駐車場に停めるなど、買い物客と事故を起こさないようにして欲しい。 →町から利用者に毎年通知する。
--	--	--

バス C⑤出浜

課題	意見	協議結果、進捗状況
・側に仕事場、トラックがあり、小学生だけで待っていると危ない。 ・乗り遅れた子がいても気付かない。	・特に冬や夕方は、人目につく場所の方が安心 ・出浜会館は広くて目に付きやすい ・現在のバス停は集落から距離がある。 ・既設のバス停のままなら、もう少し安心できるようにしてほしい。 ・出浜集落入口の三叉路は広くなっており、乗り降りできるのではないか。	・出浜会館は降雪時の運行が心配 ・樋川小学校まで歩いていたので、距離は短くなっている。 ・見守り隊の方に立ってもらえるよう依頼する。 ・交差点の前後 5 m は駐停車禁止（道路交通法第 4 条第 1 項第 2 号） ・バス停の場所は従来のままとする。

3 P T Aについて

- (1) 統合小学校に P T A を設置する。
- (2) 保険は、学校毎に石川県 PTA 安全会の保険に加入する。(現行のとおり)
- (3) コロナ禍前の各小学校の P T A 活動を基に、P T A 活動の検討シート(※1)を活用して協議した。
- (4) 組織検討シート(※2)による協議結果と合わせて、P T A 規約(案)(※3)を作成して協議した。

※1 P T A活動の検討シート

令和4年10月26日

【第8回小学校統合準備委員会 通学・PTA部会 資料①】

統合小学校のPTA行事検討シート

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
統合小学校 行事	入学式 給食 学級懇談会 交通安全指導①	運動会 給食試食会 給食作業①	給食試食会 給食作業②	広瀬町発行① 夏休みづくり委員会		交通安全指導② 給食作業③		お楽しみ会 交通安全指導④	広瀬町発行② 交通安全指導⑤	新田役員引継 会計画表		卒業式 広瀬町発行③
						学年親子活動 役員会・各委員会						
神水小学校		賀瀬田組① (定数) →年1回に変更	賀瀬田組② (定数)				賀瀬田組③ (定数)			左義長 (車・空・和) 餅つき(調子)	スキー運動 (調子)	
志姫小学校			賀瀬田組④ (定数)					運動会(定数)			からた(福川) 餅つき(福川)	
関連団体 行事等	町PTA連合会 交通安全指導		町PTA連合会 交通安全指導		PTA本部大会 交通安全指導	グランド オープン 交通安全指導 交通安全指導	運動会本部大会 交通安全指導 交通安全指導 交通安全指導	交通安全指導 交通安全指導 交通安全指導 交通安全指導	交通安全指導 交通安全指導 交通安全指導 交通安全指導	交通安全指導 交通安全指導 交通安全指導 交通安全指導	交通安全指導 交通安全指導 交通安全指導 交通安全指導	交通安全指導 交通安全指導 交通安全指導 交通安全指導

市統合小学校でのPTA行事がある年度決まると、それを計画・運営していくための組織編制を考えていく必要がある。
市また、各学校のPTA組織に関わって、町PTAの組織編制についても明確にしておく必要がある。

※2 P T A組織検討シート

令和4年10月26日

【第8回小学校統合準備委員会 通学・P T A部会 資料②】

統合小学校のP T A組織検討シート

P T A役員（名称についても要検討）

会長	女性(母親)代表兼副会長
副会長	副会長
書記	会計
会計監査	会計監査

各委員会（名称についても要検討）

広報委員会	環境・安全委員会
委員長1名 副委員長1名 委員 名	委員長1名 副委員長1名 委員 名
企画委員会	教養委員会
委員長1名 副委員長1名 委員 名	委員長1名 副委員長1名 委員 名

その他

学年（学級）委員	地区委員
各学年1名	各地区1名
次年度の役員選考委員	

※3 PTA規約（案）

〇〇小学校PTA規約（案）	
第1章 名称および事務所 第1条 本会は、〇〇小学校PTAという。 第2条 本会は、事務所を〇〇小学校に置く。	コメント1 事務局 ・第43条までの部会での協議内容、各小中学校の規約（合併）、文部省のPTA参加規約（522・524）を基にたたき台として作成。 ・統一可能な部分は合同で協議し、最終的には1校ずつ分かれて協議する。
第2章 目的 第3条 本会は、会員が互いに協力して、家庭・学校・社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。	コメント2 運営（PTA222） ・1～3章は、朝明に検討できる。 ・4～11章は、まとめて検討が必要。 ・12～14章は、協議が進んでいる。
第3章 方針 第4条 本会は、次の方針に基づいて活動する。 （1）教育を本旨とする団体として活動し、他のいかなる団体の支配や干渉を受けない。 （2）本会の目的に沿った活動を行い、目的を同じくする他の団体と協力する。	コメント3 事務局 ・各校で大きな違いはなかった。
第4章 会員 第5条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。 （1）〇〇小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者（以下、保護者という。） （2）〇〇小学校の教職員 （3）本会に賛同する者は、総会の承認を得て、入会することができる。 第6条 本会の会員は、会費を納めるものとする。 第7条 会費の金額は、総会で定める。（or）総会で予算の承認を得て決定する。	コメント4 事務局 ・各校に共通する部分のみ抽出した。 ・2章及び3章は、PTA活動の根幹なので全体の活動内容などを踏まえて検討していただきたい。
第5章 会計 第8条 本会の会計経理は、総会で承認された予算に基づいて行われる。 第9条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。 第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。	コメント5 事務局 ・賛助会費を置くかどうか。 ・会費の金額は、維持や運営で定するか、総会の予算で定するか。
第6章 役員 第11条 本会に次の役員を置く。 （1）会長 1名 保護者 （2）副会長 3名 保護者（次年度会長、常務代表、母親代表） （3）書記 2名 保護者、教職員 各1名 （4）会計 2名 保護者、教職員 各1名 第12条 役員の任期は、1年（or）2年とし、再任を妨げない。 第13条 役員は、総会の規定に基づき選出し、総会の承認を受けて決定する。 第14条 役員の任務は次のとおりとする。 （1）会長は、本会を代表し、会務を総括する。 （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。 （3）書記は、本会の原簿を担当する。 （4）会計は、本会の会計事務を担当する。 （5）役員は、必要に応じて、各種会議等へ出席する。	コメント6 運営（PTA222） ・PTAに入らないという選択はあるものの、一PTA組織そのものが任意団体であり、加入は任意。 コメント7 事務局 ・各校で大きな違いはなかった。
第7章 監査委員 第15条 本会の会計を監査するために、2名の監査委員を置く。 第16条 監査委員は、総会に報告される会計資料を監査し、総会で監査報告を行う性、同時に会計監査を行うことができる。 第17条 監査委員の任期は、1年とする。 第18条 監査委員は、総会の規定に基づき選出し、総会の承認を受けて決定する。	コメント8 運営（PTA224） ・母親代表という名称は時代に合わない。 コメント9 事務局 ・総務は各校で異なっている部分。 コメント10 事務局 ・監査委員を兼任に含む学校もあったが、材料と監査は役割が違うため、この案では、役割に合わせた形とした。

第8章 総会

- 第19条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。
- 第20条 総会は、毎年4月に開催するが、随時に開催することができる。
- 第21条 総会の定数は、委任状を含め、会員の5分の1とする。
- 第22条 総会の決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 第23条 総会は、次のことを審議する。
- (1) 事業報告、決算報告、会計監査報告
 - (2) 役員改選
 - (3) 事業計画、予算計画
 - (4) 規約の制定、改廃
 - (5) その他重要な事項

コメント 11

事務局

・各校で大きな違いはなかった。

第9章 運営委員会

- 第24条 総会に次ぐ決議機関として、運営委員会を置く。
- 第25条 運営委員会は、役員、専門委員会の正副委員長、支那選出委員、校長、教頭で構成する。
- 第26条 運営委員会は、次のことを審議し、方針を決定する。
- (1) 本会の目的を達成するために必要な事項
 - (2) 専門委員会からの報告、提案事項
 - (3) 総会の議案
 - (4) その他必要な事項

コメント 12

事務局

・総会に次ぐ組織として、運営委員会や、役員会があり、このあたりは運営委員会とした。
・組織及び構成をどうするか。

第10章 役員会

- 第27条 本会の会務を遂行するため、役員会を置く。
- 第28条 役員会は、会長、副会長、書記（保護者）、会計（保護者）、校長、教頭で構成する。
- 第29条 役員会の任務は、次のとおりとする。
- (1) 会務の遂行
 - (2) 総会、運営委員会への提出する議案の整理、事前審議
 - (3) その他必要な事項

コメント 13

事務局

・運営委員会と役割が被るのなら、どちらか一方で良いか。

第11章 専門委員会

- 第30条 本会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案、実行するため、次の専門委員会を置く。
- (1) 総務企画委員会
 - (2) 広報委員会
 - (3) 環境安全委員会
 - (4) 教養委員会
 - (5) 学年委員会
 - (6) 役員選考委員会
 - (7) 支那選出委員会
- 第31条 専門委員会の委員長、副委員長は各委員の互選により決定する。
- 第32条 専門委員会の構成は次のとおりとする。
- (1) 総務企画委員会、広報委員会、環境安全委員会、教養委員会は、各学年から選出された学年委員で構成する。
 - (2) 学年委員会は、各学年から選出された学年委員3名及び担当教頭で構成する。
 - (3) 役員選考委員会は、会長及び副会長で構成する。
- 第33条 専門委員会の任務は次のとおりとする。
- (1) 総務企画委員会は、本会の目的達成のため、運動会その他の企画をし、各委員会の活動の調整にあたる。（運動会、プール大会の取り当て）
 - (2) 広報委員会は、広報活動を行う。
 - (3) 環境安全委員会は、児童の登下校の安全の確保を図り、環境の美化に努める。（男女作業、交通安全指導）
 - (4) 教養委員会は、会員の教養を高め、家庭教育の振興を図り、児童の食育を推進する。（給食試食会、研修会）
 - (5) 学年委員会は、学年・学級における諸問題等について話し合い、また、学年毎のPTA活動の推進を図る。
 - (6) 役員選考委員会は、次年度役員の選考にあたる学年委員を補助し、選考結果をとりまとめる。
 - (7) 支那は、細則の規定に基づき設置する。
 - (8) 支那選出委員は、細則の規定に基づき選出する。

コメント 14

部会（H4.10.21）

・委員会の名称は、総務企画・広報・環境安全・教養とする。

コメント 15

事務局

・上記以外にどのような委員会が必要になるか、構成をどうするか。

コメント 16

部会（H5.2.21）

・名称から仕事内容が想像しにくい。
・2校に分かれてから、構成校の決断に応じて協議、名称も必要に応じて変更する。

第12章 総則

第34条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第35条 細則を制定または改定した場合は、次期総会に報告しなければならない。

コメント 17

事務局

・規約は総合的で改正できないが、運営委員会等で改正できる細則が必要になるか。

第13章 費项规定

第36条 本会の費项规定は、運営委員会の議決を経て定める。

第37条 費项规定を制定または改定した場合は、次期総会に報告しなければならない。

コメント 18

事務局

・費项规定が必要か。

第14章 改正

第38条 本規約は、総会で、出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

コメント 19

事務局

・各校で大きな違いはなかった。

附 則

本規約は、令和7年4月1日から施行する。

(OOの学校PTA組織イメージ)



コメント 20

事務局

・イメージであり、規約には載せない。

OO小学校PTA 規約（案）

第1条 本規約は、規約の規定に基づき、運営委員会の議決を経て定める。

第2条 本会の会費は、次のとおりとし、学校事務費に充てて徴収する。

(1) 保護者会費（世帯単位とする。）

ア（児童1人） 年額 円

イ（児童2人以上） 年額 円 ※児童の人数で区分が必要。

(2) 教職員会費 年額 円

(3) 賛助会費 年額 円

コメント 21

事務局

・保護者1人あたりとするか、世帯あたりとするか。
・会費ではない児童の人数で金額に違いをもたせるか。
・教職員、賛助会費の金額を設定しておくか。

第3条 役員、監査委員は、次の区分により、学年毎に選出する。（or）地区毎に選出する。

2 前年度の副会長は会長となり、母娘副代表は母娘代表となり、書記・会計は監査委員となる。

3 各学年の学年委員は、次年度の役員、監査委員を 月までに、役員選考委員会に報告する。

コメント 22

事務局（H25.2.4）

・副会長候補者が会長となることで組織の運営がスムーズになる。

コメント 23

事務局

・学年からの選出にするか、地区からの選出にするか。
・役員の花名を1年にするか、2年にするか。
・この案では対象小学校の規定を基本に役割を2年として作成した。

コメント 24

事務局（H25.2.22）

・基本的に学年単位として、最初の3年（3年）だけは会長を構成校で交代することも考えられる。具体的な協議は次年度以降。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
会長						1名
副会長（次年度会長）					1名	
副会長（母娘代表）					1名	
副会長（母娘副代表） （次年度母娘代表）				1名		
書記（次年度監査委員）			1名			
会計（次年度監査委員）		1名				
監査委員			1名	1名		
計		1名	2名	2名	2名	1名

第4条 専門委員会の委員は、次の区分により、学年毎に選出し、学年委員会の委員を兼ねる。

2 経理企画委員会、広報委員会、環境安全委員会、教養委員会の各委員長は、前年度の副委員長から繰り上がり、副委員長はそれぞれ、新5年、新1年、新4年、新2年の保護者から選出する。

3 各学年の学年委員は、次年度の委員を 月までに、役員選考委員会に報告する。

新1年生の委員選考は、役員選考委員会が行う。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
経理企画委員会	1名		1名	1名	○1名	◎1名
広報委員会	○1名	◎1名		1名	1名	1名
環境安全委員会	1名	○1名	◎1名		1名	
教養委員会		1名	○1名	◎1名		1名
計	3名	3名	3名	3名	3名	3名

◎は委員長、○は副委員長。

第5条 次の区分により表彰を授ける。

会員、志保、山川、新道、美生、野、竹生野・美奈保、

第6条 支店選出委員の定数は、前年度の12月1日現在の保護者会員数（世帯単位）の1.5分の1とする。

附 則

本規則は、令和7年4月1日から施行する。

コメント 25 事務局

・任期を2年間として、翌年度会長になる副会長を選出する3年生以外の学年に、翌年度委員長になる副委員長の選出があたりようにした。
・専門委員会と学年委員会の委員を兼務としているが、業務上問題がない。

コメント 26 第6条 15C 22

・学年委員の人数や、具体的な仕事の内容などは何を想定しているか。
・2校に分かれて、養成校の実態に応じて編成する。

コメント 27 事務局

・規定があるのは、相互小学校のみ。
・必要かどうか。
・投票する際、の地域分けと賛否をどうするか。

〇〇小学校PTA 慶弔規定（案）

第1条 本規定は、婦組の規定に基づき、運営委員会の議決を経て定める。

第2条 次の基準により、慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

- (1) 会員、在籍する児童の死亡
香典 1Q、〇〇〇円、生花半対
- (2) 会員、在籍する児童の14日間以上の入院
お見舞い 5、〇〇〇円
- (3) その他、会長が必要と認めたとき
会長が金額を決定し、次回の運営委員会に報告する。

附 則

本規定は、令和7年4月1日から施行する。

———学校教育部会の開催状況———

【開催状況】

開 催 日		協 議 内 容
第 1 回	令和 4 年 6 月 3 日（金）	（各校教務主任参加） ○統合小学校に向けた教育課程について
第 2 回	令和 4 年 7 月 1 日（金）	（各校教務主任参加） ○統合小学校における「総合的な学習の時間の年間計画」作成について
第 3 回	令和 4 年 7 月 4 日（月）	（各校生徒指導主事参加） ○統合小学校における「学校生活のきまり（案）」について
第 4 回	令和 4 年 7 月 8 日（金）	（各校研究主任参加） ○統合小学校における学習規律について
第 5 回	令和 4 年 7 月 26 日（火）	（各校教務主任参加） ○統合小学校における「総合的な学習の時間の年間計画」作成について
第 6 回	令和 4 年 7 月 29 日（金）	（各校生徒指導主事参加） ○統合小学校における「校外生活のきまり（案）」について
第 7 回	令和 4 年 8 月 25 日（木）	（各校教務主任参加） ○統合小学校における学校行事について
第 8 回	令和 4 年 10 月 31 日（月）	（各校 2 年担任参加） ○今年度合同で実施する生活科の活動について
第 9 回	令和 4 年 12 月 6 日（火）	（各校教務主任参加） ○今年度合同で実施した「生活科・総合的な学習の時間の活動」の「成果と課題、来年度の方向性」について
第 10 回	令和 5 年 2 月 17 日（金）	（各校教務主任参加） ○来年度合同で実施する「生活科・総合的な学習の時間の活動及び学校行事等の取組」について
第 11 回	令和 5 年 3 月 3 日（金）	（各校教務主任参加） ○統合小学校に向けた C4th の扱いについて

——事務部会の開催状況——

【開催状況】

開 催 日		協 議 内 容
第 1 回	令和 4 年 8 月 2 日（水）	（各校事務職員参加） ○各校の備品及び文書等の取扱い（調査方法）について ○各校の寄贈品の確認について
第 2 回	令和 4 年 9 月 9 日（金）	（各校事務職員参加） ○各校の寄贈品の確認及び扱いについて ○統合までの方向性（全体スケジュール予定）について
第 3 回	令和 4 年 10 月 17 日（月）	（各校事務職員参加） ○各校の寄贈品の確認及び扱いについて ○備品台帳の形式について
第 4 回	令和 4 年 11 月 17 日（木）	（各校事務職員参加） ○「備品チェックリストの統一」と今後の方向性について
第 5 回	令和 5 年 1 月 17 日（火）	（各校事務職員参加） ○「備品シート（教科）」の作成について ○「学校備付表簿と保存年限」について
第 6 回	令和 5 年 3 月 7 日（火）	（各校事務職員参加） ○「備品シート（教科外）」の扱いについて ○「備品シート（教科・教科外）」をもとにした備品の取扱いについて ○統合後の消耗品について ○文書分類表簿の作成及び扱いについて

●令和3年度の小学校統合準備委員会で決定した内容

○通学方法

・相見小学校校区は現行のまま変更しない。徒歩通学とする。

・押水第一小学校、宝達小学校校区は、原則、バス通学とする。

○バスの台数（3台）

・バスD（28人乗・マイクロバス）

・バスE（28人乗・マイクロバス）

・バスF（14人乗・ハイエースコミュニティ）

○運行ルート（6コース）

・1台のバスが2コース運行する。

・最終便は7：55に統合小学校に到着する。

●令和4年度の協議内容

・押水第一小学校、宝達小学校校区の通学路の設定。

・設定した通学路の危険箇所の洗い出し、対策の検討、担当部署への依頼。

押水地区統合小学校
D5、D7
E4、E6
F3、F5

スクールバス
一方通行

バスF
ハイエース
1巡目

F1門前会館
門前(5人)
会館の軒先を利用

D2河原会館
河原（12人）
区有地に建物を建設

バスD
マイクロ
1巡目

D1宝達会館前
宝達(2人)
会館の軒先を利用

D3上田会館前
上田（9人）
上田出(1人)
会館の軒先を利用

D4上田出
上田出(3人)
区有地に建物を建設

E2紺屋町
東野（1人）
紺屋町(7人）
正友（2人）
お寺の山門を利用

E1東間
東間(5人)
始発のためバスで待機

バスE
マイクロ
1巡目

バスF
ハイエース
2巡目

F4北川尻
北川尻(11人)
建物を建設

E5喜多家前
北川尻(21人)
建物を建設

バスE
マイクロ
2巡目

D6免田駅
免田集落センター
免田(18人)
会館の軒先を利用

バスD
マイクロ
2巡目

・バスD（マイクロバス）

(1巡目) ①宝達会館前→ ②河原会館→ ③上田会館前→ ④上田出→ ⑤統合小学校

(2巡目) ⑥免田集落センター→ ⑦統合小学校

・バスE（マイクロバス）

(1巡目) ①東間→ ②紺屋町→ ③御館会館前→ ④統合小学校

(2巡目) ⑤喜多家前→ ⑥統合小学校

・バスF（ハイエース）

(1巡目) ①門前会館→ ②生鮮館ちゃれんじ前→ ③統合小学校

(2巡目) ④北川尻→ ⑤統合小学校

国土地理院の地理院地図

令和7年度 スクールバス運行計画（志雄地区）

【公開用】

バスB
中型
2巡目
（既設路線）

バスA
ハイエース
1巡目
（既設路線）

志雄地区統合小学校
A③、A⑥
B⑤、B⑨
C③、C⑦

A①走入(1人)
A②向瀬(3人)

バスB
中型
1巡目
（既設路線）

B①所司原(2人)
B②下石 (1人)
B③新宮 (1人)
B④散田 (4人)

荻谷(10人)
徒歩、荻谷会館、
荻島バス停を選択

A⑤荻谷会館
荻谷(1人)
会館の風除室を利用

C②荻島
荻島(11人)
建物を建設

C⑥白虎山公園
柳瀬(17人)
既設のバス停を利用

C④(新設)柳瀬北
柳瀬(5人)
建物を建設

バスC
中型
2巡目

冬期・夏期とも
交差点で折り返す。

C⑤出浜
出浜(12人)
敷波(3人)
柳瀬(2人)
既設のバス停を利用

C①はらショッピング前
敷浪(19人)
敷波(3人)
既設店舗の軒先を利用

バスC
中型
1巡目

A④敷浪駅
敷浪(3人)
敷波(2人)
駅待合室を利用

バスA
ハイエース
2巡目

1km

国土地理院の地理院地図

- 令和3年度の小学校統合準備委員会で決定した内容
- 通学方法
- ・志雄小学校校区は現行のまま変更しない。徒歩（一部バス）通学とする。
 - ・樋川小学校校区は、原則、バス（又は徒歩選択）通学とする。
- バスの台数（3台）
- ・バスA（14人乗・ハイエース通勤用）
 - ・バスB（40人乗・中型バス）
 - ・バスC（40人乗・中型バス）
- 運行ルート（6コース）
- ・1台のバスが2コース運行する。
 - ・最終便は7：55に統合小学校に到着する。
- 令和4年度の協議内容
- ・樋川小学校校区の通学路の設定。
 - ・設定した通学路の危険箇所の洗い出し、対策の検討、担当部署への依頼。
-
- ・バスA（ハイエース）
- | | | |
|-------------|--------|--------|
| (1巡目) ①走入→ | ②向瀬→ | ③統合小学校 |
| (2巡目) ④敷浪駅→ | ⑤荻谷会館→ | ⑥統合小学校 |
- ・バスB（中型バス）
- | | | | | |
|-------------|-------|-------------|--------|--------|
| (1巡目) ①所司原→ | ②下石→ | ③新宮→ | ④散田→ | ⑤統合小学校 |
| (2巡目) ⑥二口→ | ⑦杉野屋→ | ⑧菅原（子どもの家）→ | ⑨統合小学校 | |
- ・バスC（中型バス）
- | | | |
|-------------------|------|--------|
| (1巡目) ①はらショッピング前→ | ②荻島→ | ③統合小学校 |
| (2巡目) ④柳瀬北→ | ⑤出浜→ | ⑥統合小学校 |